

教科教育学コンソーシアム規約

1 名称

本研究団体は、「教科教育学コンソーシアム」（以下、本コンソーシアムと略す）と呼ぶ。

2 趣旨

本コンソーシアムは、教育、学校教育ならびに教科教育に関して、加盟する学協会、国内外の研究機関・研究者及び実践者の相互の交流を通して、下記の目的を遂行することを趣旨とする。

3 目的

本コンソーシアムは、次のことを目的とする。

- (1) 教科教育学に関連する学協会（学術研究団体）等の相互の交流と連携を促進する。
- (2) 教科教育学に関連する国内外の研究者、教育者、行政官及び市民の交流と連携の場を提供する。
- (3) 将来の教育、学校教育ならびに教科教育に関するビジョンや研究のパラダイムを提案する。

4 加盟学協会、年会費

本コンソーシアムを構成する者は、教育関連学会連絡協議会に加盟する学協会とする。ただし、理事会の承認があれば、その限りではない。加盟の単位（会員）は学協会であり、各加盟学協会は、年会費 2 万円を支払う。

5. 組織

- (1) 各加盟学協会は、本コンソーシアムの運営にあたる理事 1 名を選出する。
- (2) 本コンソーシアムに、代表理事 1 名をおく。代表理事及び会計監査は、理事による互選とする。代表理事は、若干名の副代表理事と事務局を指名できる。任期は、いずれも 2 年間とする。
- (3) 代表理事は、理事会を少なくとも年 1 回開催し、予算・決算と活動計画、会計監査ならびに団体の加盟・退会を審議する。
- (4) 代表理事は、本コンソーシアムの活動を円滑に実施するため、委員会を設置できる。

6. 活動

本コンソーシアムは、次の活動を行う。

- (1) 年 1 回以上の研究交流会の開催。
- (2) 教科教育学に関連するオンライン・レビュー雑誌の出版。
- (3) 教科教育学に関連する教育制度・教育政策や学術研究に関する提案。
- (4) その他、目的に合致する研究、広報、出版等。

7. 事務取扱

当面の間、日本教科教育学会の事務局がその任に当たる。

本規約は、2021 年 3 月 14 日より施行する。

2021 年 10 月 31 日改正（加盟学協会）

加盟学協会

- ・全国英語教育学会¹⁾
- ・全国社会科教育学会
- ・全国大学国語教育学会
- ・日本音楽教育学会
- ・日本家庭科教育学会

- ・日本学校音楽教育実践学会
- ・日本環境教育学会
- ・日本教科教育学会
- ・日本社会科教育学会
- ・日本数学教育学会
- ・日本体育科教育学会
- ・日本地理教育学会
- ・日本道德教育学会¹⁾
- ・美術科教育学会¹⁾

50音順（2021年3月14日発足,2021年10月31日3団体¹⁾加盟）